

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

本町では、食育を通じて、健康でいきいきと安心して暮らせる町を目指して、平成17年6月に制定された食育基本法に基づき、同24年3月に「志賀町食育推進計画」を、同29年3月には「第2次志賀町食育推進計画」（以下、「第2次計画」と記載）を策定し、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、関係団体等が連携を図りながら食育を推進してきました。

しかし、世帯構造や社会構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、食を取り巻く環境は大きく変化してきており、依然として食に関わる様々な課題を抱えています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響は、日々の生活のみならず、行動や意識、価値観にまで変化をもたらし、「新しい生活様式」の実践により激変した生活習慣にも対応した取り組みを進めることが必要となってきました。

これらを踏まえ、引き続き、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、更なる充実を図るため、「第3次志賀町食育推進計画」を策定します。

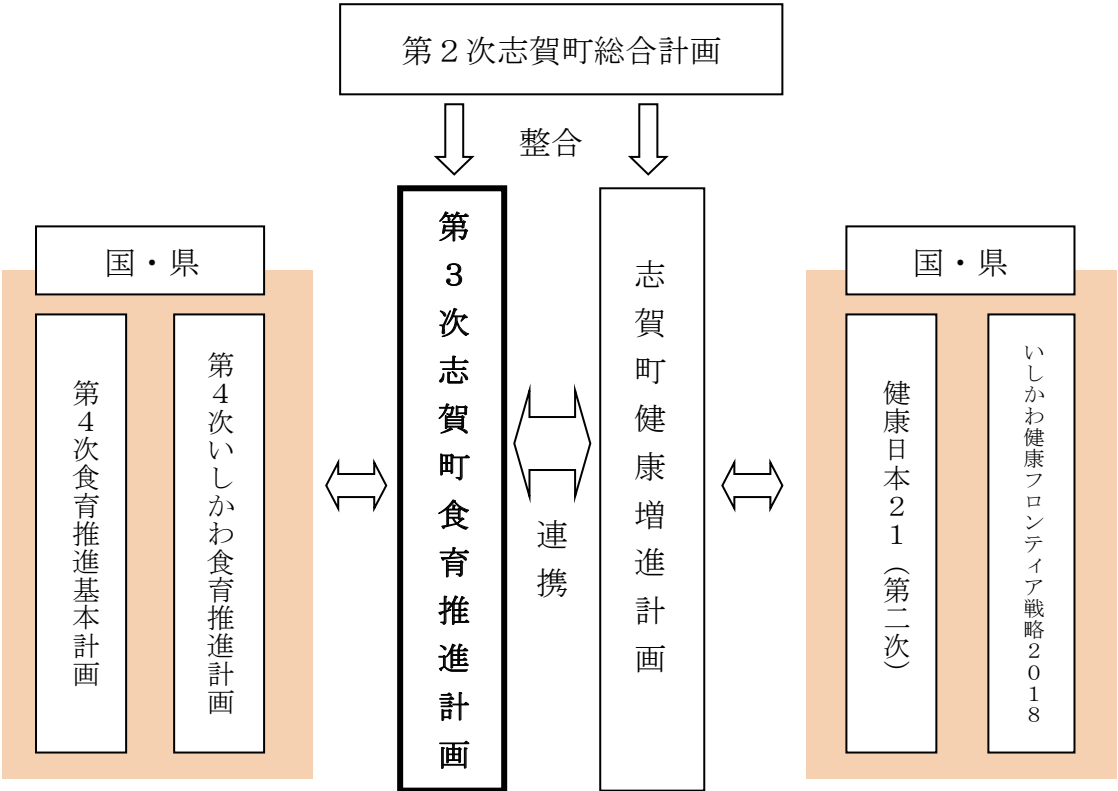
### (参考) 国・県・町の動き

H17. 7	「食育基本法」施行
H18. 3	「食育推進基本計画」策定（H18～H22年度）
H19. 3	「いしかわ食育推進計画」策定（H19～H23年度）
H23. 3	「第2次食育推進基本計画」策定（H23～H27年度）
H24. 3	「志賀町食育推進計画」策定（H24～H28年度）
H24. 5	「第2次いしかわ食育推進計画」策定（H24～H28年度）
H28. 3	「第3次食育推進基本計画」策定（H28～R2年度）
H29. 3	「第3次いしかわ食育推進計画」策定（H29～R3年度）
H29. 3	「第2次志賀町食育推進計画」策定（H29～R3年度）
R3. 3	「第4次食育推進基本計画」策定（R3～R7年度）
R4. 3	「第4次いしかわ食育推進計画」策定（R4～R8年度）
R4. 3	「第3次志賀町食育推進計画」策定（R4～R8年度）

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「食育基本法」第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけ、本町の食育を総合的、具体的に推進するための計画として策定するものです。

また、国、県の食育推進計画を踏まえたうえで、第2次志賀町総合計画をはじめとする各種関連計画との整合性を図るものとします。



## 3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から8年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化などによって、計画の変更が必要になった場合には、期間にかかわらず見直すこととします。

## 4 計画の推進体制

本計画の推進に向けては、家庭、保育園・幼稚園、学校、地域、関係団体等の様々な領域において担う役割を明確にし、相互の連携を図りながら食育を推進します。

また、この計画を着実に推進するため、志賀町食育ネットワーク会議等において推進状況を定期的に把握・審議し、助言を行います。

### 推進体制のイメージ図

